

—平成30年 如月（2月）のことば—



『落椿 嘆息ひとつ 空あおどく』

梅も椿も寒苦を経て、春の先駆けとして私たちになぐさめてくれる。特に椿は常緑の葉を貯えた中にひとつふたつと玉のつぼみをつけたかと思うと、いつのまにか色鮮やかに、謙虚ながらも力強く咲く。その花は瑞々しさを保ったままぼとりと潔く落ちる。何とも言えない寂しさと無常観を教えてくれるものだ。さて椿の気持ちになってみれば、意外にも役割を終えてやれやれとホッと一息ついているのかも知れない。

千利休の孫、千宗旦（1578～1658）にこんな話がある。

京都千本の正安寺の和尚が庭に咲いた「妙蓮寺」という名の椿の一枝を小僧に持たせて、宗旦のもとへ届けさせた。ところが小僧は途中で躓いて転び、椿の花を落としてしまった。椿の枝と落とした花を差し出し、詫びる小僧に宗旦は「よいよい」と微笑んでそのまま小僧を帰した。翌日、和尚のもとへ宗旦から「お茶を一服差し上げますからお越し下さい」と案内があったので早速出向くと、茶席「今日庵」の床柱に掛かる祖父利休作の花入れ「園城寺」には花のない椿の枝が投げ入れられ、その下に小僧が過って落とした椿の花がさりげなく置かれていた。そこには落椿が生き生きと輝き、自然のままの静寂さと風情を漂わせていたという。落ちた花一輪のみならず、すべてをみごとに生かした宗旦の心こそ禅の心そのものと言えよう。

いよいよ憲法改正への具体的な動きが始まりそうです。焦点はもちろん9条ですが、昨年のNHK大河ドラマ「おんな城主：直虎」がなぞっているのは、実は憲法9条の構造であるとの説が新聞に掲載されていたのでご紹介しようと思います。これは仏教の平和思想が底流する憲法9条が変質されないことを、仏教者の立場として切に願うからです。

例えば、戦況優位の徳川家康から和睦の申し入れを受けた今川氏真が、意想外の提案に当惑しながらも、「私は何も好き好んで戦(いくさ)をしているわけではございません」と吐露(とろ)した家康の対応に意を強くして語り出した言葉。「大名は蹴鞠(けまり)で雌雄(しゆう)を決すればよいと思うのじゃ」「よいと思わぬか。揉(も)め事があれば、戦のかわりに蹴鞠で勝負を決するのじゃ。さすれば、人も死なぬ。馬も死なぬ。兵糧(ひょうりょう)もいらぬ」

荒唐無稽(こうとうむけい)な奇想だが、蹴鞠を比喻(ひゆ)ととれば、戦のかわりに蹴鞠で勝負を決するというのは、戦争のかわりに他の手段で決するということになる。氏真の奇想は、「戦争は他の手段を以てする政治の継続である」(クラウゼビッツ「戦争論」)という理解を乗り越える9条1項の規範、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇(いかく)又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」の本質を射抜く。

もう一つ。直虎から「我は種子島(火縄銃=軍備増強)を備えて井伊を守ろうと思うておった。だがこの先どうなるかも分からぬ。そなたが我なら……何を備える？」と問われた、直虎と心を通わす家老で今川家目付役でもある小野政次の言葉は「私なら、戦わぬ途(みち)を探ります」

「戦いに及ばずとも済むよう死力を尽くす。周りの思惑や動きにいやらしく目を配り、卑怯(ひきょう)者、臆病者よとの誹(そし)りを受けようとも断固として戦いません」

戦わずに争いを解決するという政次の言葉は、同時に、卑怯者と呼ばれる覚悟、政略・外交の技量の必要を強調することによって、戦争放棄を日々の政治過程における具体的実践へと肉付けしている。国際平和を「誠実に希求」(9条1項)するとは、こうした実践の積み重ねとしてのみある。

このドラマが描く直虎の歩みは、決して一国平和主義ではない。武田と徳川が今川攻めを画策(かくさく)するなかで、直虎は戦そのものを未然に回避しようと徳川に積極的に働きかけている(真の積極的平和主義)。この企ては失敗するが、徳川方につくこととなった直虎は、徳川の使者に対し、城は明け渡すが兵は出さないと伝える。それでは新たな土地の安堵(あんど)はできぬと言う使者に、直虎は「井伊のめざすところは民百姓(たみひやくしょう)一人たりとも殺さぬことじや」と宣明する。誠実に希求すべき「国際平和」(9条1項)は、つきつめれば、敵味方をこえて「民百姓一人たりとも殺さぬこと」以外にはない。

領主としての井伊家がいったん潰(つぶ)れた後も、直虎は、例えば井伊谷に侵攻する武田軍と戦おうとする新たな領主に翻意(ほんい)を迫るために策を講じる。当時農民は戦時には兵力として駆(か)り出されていたが、直虎は、領内の全農民に「逃散(ちょうさん)」を促(うなが)すことで、主戦論の新領主を断念させた。兵力が存在しなければ戦はしたくてもできない。この逸話は「前項の目的(戦争放棄)を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とする9条2項のまったき具現化である。

「民百姓一人たりとも殺さぬこと」が、このドラマの通奏低音(つうそうていおん)である。今川から直虎の後継ぎの虎松の首を求められた政次は、にせ首として差し出すために無辜(むこ)の幼児を殺害する。家を守るためには不可避とはいえ、これは「民百姓一人たりとも殺さぬこと」という9条の根本規範に反する。このドラマの脚本家は、この侵犯(しんぱん)を重く捉えている。政次に「地獄へは俺が行く」とつぶやかさせ、そうして、地獄に落としている。いつの世も、とりわけ戦では、最も弱い個人が犠牲となる。どんなに策をめぐらそうとも、戦がある限りこの犠牲はなくなる。だから戦そのものを放棄し、兵力を持たないとしたのが9条1項・2項である。

直虎の時代の農民は、戦の最大の被害者であるとともに、兵力として加害者にもなる者であった。誤解を恐れずにいえば、これからの日本で、この農民に当たる存在は、自衛官かもしれない。憲法に自衛隊を明記することが「民百姓一人たりとも殺さぬこと」を根本に据(す)える9条の構造を崩(くず)さないはずがあるまい。